

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十五年七月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年八月二十八日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二〇五十一回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替用を授けるものとする。この振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	財政融資資金による利付国債券（十年）の借換えのため、の引受け
五	発行額	額面金額で千億円
六	払込金額	九百九十四億円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額による。
九	発行行	平成十五年七月二十二日
十	発行価格	額面金額百円につき九十九円四
十一	利率	年〇・九パーセント
十二	経過利息の払込み	財務大臣は、払込金額にを加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い

込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{32}{365}$$

十三 初期利子

平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十五年六月二十日

十六 償還金額

日本銀行

十七 元利支所

平成十五年七月二十二日

十八 払込期日

平成十五年七月二十二日